



事務連絡
平成28年6月30日

各
〔都道府県
保健所設置市
特別区〕
薬務主管部（局） 薬務主管課長

厚生労働省医薬・生活衛生局
医薬品審査管理課長

厚生労働省組織令、厚生労働省組織規則及び厚生労働省の内部組織に関する訓令の一部改正に伴う医薬・生活衛生局の組織再編に係る化学物質安全対策室の変更について

平素より、化学物質の安全対策に係る行政にご協力いただきありがとうございます。

今般、平成28年6月17日付けで厚生労働省組織令の一部を改正する政令（平成28年政令第238号）が、同年6月21日付けで厚生労働省組織規則の一部を改正する省令（平成28年厚生労働省令第114号。以下「組織省令」という。）が、それぞれ施行されました。さらに、同年6月21日付けで厚生労働省の内部組織に関する訓令の一部を改正する訓令（平成28年厚生労働省訓第47号。以下「組織訓令」という。）が発出され、同日付けで医薬・生活衛生局の組織再編が行われました（「厚生労働省組織令及び厚生労働省組織規則の一部改正に伴う大臣官房統計情報部、医薬・生活衛生局、労働基準局、年金局及び政策統括官の組織再編等について」（薬生発0621第2号／基発0621第1号／年発0621第1号／政総発0621第1号／政統発0621第1号）参照）。

化学物質安全対策室については、組織省令の施行に伴い廃止され、組織訓令の発出に伴い改めて医薬・生活衛生局医薬品審査管理課に置くこととされました。また、その所掌事務及び人員配置については、組織訓令による改正後の厚生労働省の内部組織に関する訓令（平成13年厚生労働省訓第1号）第26条の2第2項及び第3項（別添）の通りであり、従前から変更はありません。

以上、御了知いただくとともに、引き続き、化学物質の安全対策に係る行政に御協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

別添

○厚生労働省の内部組織に関する訓令の一部を改正する訓令（平成 28 年厚生労働省訓第 47 号）による改正後の厚生労働省の内部組織に関する訓令（平成 18 年厚生労働省訓第 1 号）（抄）

（化学物質安全対策室）

第 26 条の 2 医薬・生活衛生局医薬品審査管理課に、化学物質安全第対策室を置く。

2 化学物質安全対策室は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 毒物及び劇物の取締りに関すること（監視指導・麻薬対策課の所掌に属するものを除く。）。
- (2) 人の健康を損なうおそれ又は生活環境動植物（化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）第二条第二項第一号ロ（2）に規定する生活環境動植物をいう。）の生息若しくは生育に支障を及ぼすおそれのある化学物質に対して環境衛生上の観点からする評価及び製造、輸入、使用その他の取扱いの規制に関すること。
- (3) 有害物質を含有する家庭用品の規制に関すること。
- (4) ダイオキシン類（ダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第百五号）第二条第一項に規定するダイオキシン類をいう。）の耐容一日摂取量（同法第六条第一項に規定する耐容一日摂取量をいう。）に関すること。

3 化学物質安全対策室に室長、室長補佐、専門官、係及び係長を置く。